

## 仕様書

### 1 業務名

嗅覚測定法分析業務

### 2 業務の目的

悪臭防止法第11条に基づき、住民の生活環境を損なうおそれが生じたときに大気の臭気指数について必要な測定を行う。

### 3 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

### 4 測定方法

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年9月13日環境庁告示第63号）による方法で臭気指数を測定すること。

### 5 検体数

6検体程度を予定しているが、悪臭苦情の申立てや測定すべき対象の状況等により、増減する場合がある。

### 6 検体の採取等

#### (1) 検体の採取

発注者（福山市環境保全課）が検体を採取する。

#### (2) 連絡

発注者は、検体を採取する可能性がある場合は、事前に受注者にその旨を連絡する。

#### (3) 受渡し

検体は、発注者が指定した福山市内の場所で受渡しをすることとする。

### 7 結果の報告

(1) 受注者は、検体の測定後速やかに速報値を発注者に連絡すること。

(2) 受注者は、検体の測定後14日以内に臭気判定結果（集計表を含む。）を1部提出すること。なお、業務委託完了届は、すべての業務終了後に年1回提出するものとする。

### 8 業務委託料の請求及び支払

契約金額は、1検体による単価計算とする。業務委託料は年1回支払うものとし、業務委託

の検査完了後、受注者の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

## 9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、業務執行の担当者を明確にするため、発注者の監督員を定め、受注者に「権限委任（職務分担）通知書」で通知する。
- (2) 事務連絡等については専従者を置き、これにあたるものとする。
- (3) 契約書及び仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議の上、決定するものとする。